支配人会申し合わせ事項

平成 4 年 1 月 1 日（改定）
平成 5 年 8 月 1 日（改定）
平成 9 年 10 月 22 日（改定）
平成 16 年 1 月 1 日（改定）
平成 17 年 4 月 7 日（改定）
平成 29 年 11 月 7 日（改定）

（1） 中部ゴルフ連盟（以下連盟と略す）登録者の他倶楽部訪問の待遇について

イ．連盟登録者名簿に記載されている者は、前日までに所属倶楽部支配人から訪問先倶楽部支配人に連絡し、承認を得て、訪問先倶楽部の会員並の待遇とする。
ロ．事前の連絡・承認を怠った場合は、ビジター扱いとする。
ハ．会員並待遇とする訪問は、平日に限る。
ニ．他地区連盟には、この事項（１）は適用されない。
ホ．上記（ロ）・（ハ）・（ニ）について、倶楽部の自主的判断による例外は認められる。
（注）他地区連盟とは、北海道・東北・関東・中国・四国・九州各連盟をいう。

（2） 連盟加盟倶楽部従業員の他倶楽部訪問の待遇について

イ．所属倶楽部支配人より、訪問先倶楽部の支配人に連絡し、了承を得て事前に予約した上で、紹介状を持参した場合は、その倶楽部の会員並待遇とする。
ロ．会員並待遇とする訪問日は、平日に限る。
ハ．この事項（２）の適用は、地区内に限り、他地区での待遇はビジター扱いとする。
但し倶楽部の自主的判断による例外は認められる。
（注）地区とは、愛知地区・岐阜地区・三重地区・北陸地区をいう。

（3） 中部プロゴルフ会及び中部女子プロゴルフ会に登録している男女プロゴルファーの連盟加盟倶楽部訪問の待遇について

イ．加盟倶楽部所属プロは、事前に所属倶楽部支配人から、訪問倶楽部支配人の了承を取り付けた場合は、平日に限り、会員並待遇とする。
ロ．加盟倶楽部に所属していないプロは、事前に訪問倶楽部支配人の了承を得て、当日フロントにて支配人挨拶とＰＧＡ会員証・ＬＰＧＡ会員証を提示した場合は、平日に限り、会員並待遇とする。
ハ．プロの月例競技、またその指定練習日は、事前に了承なしで会員並待遇とする。

二．本申し合わせ事項は中部男女プロゴルフ協会登録者名簿に記載されたツアープロのみを適用とする、登録者名簿に記載のないプロならびにティーチングプロについては適用しない。

ホ．本申し合わせ事項は運用の細部を含め、適用の判断は訪問先支配人に一任する。

（４） 中部プロゴルフ会に登録している男子プロ研修生及び加盟倶楽部に所属している女子プロ研修生の連盟加盟倶楽部訪問の待遇について

イ．事前に所属倶楽部支配人から訪問先倶楽部支配人の了承を執り付け、所属倶楽部支配人の発行する紹介状を持参した場合は、平日に限り、会員並待遇とする。

ロ．研修競技、またはその指定練習日は、事前了承なしに会員並待遇とする。

（５） 倶楽部従業員などの採用について

新しく従業員（職員・コース関係者・食堂関係者・キャディ等）を採用する場合は、過去における他倶楽部の所属関係を充分調査し、引き抜きまたはこれに類似する行為のないよう留意すること。

（６） 中部運動記者クラブゴルフ分科会登録者の待遇について

平日に限り、事前に訪問先倶楽部支配人の了承を得た場合は、会員並待遇とする。

（７） 中部ゴルフ連盟主催競技における支配人の費用負担について

担当競技の支配人競技部会員の競技当日の会場倶楽部内の飲食代は、中部ゴルフ連盟が負担する。
但し、応援の支配人については、所属倶楽部の規程による。